

誓 約 書

私は、江別市家庭系廃棄物処理に伴う指定ごみ袋等取扱店の登録等に関する要綱第3条第1項に該当していることをここに誓約いたします。これらに違反した場合、指定ごみ袋取扱店の指定を取り消されても意義は申しません。

年 月 日

(宛先) 江別市長

住 所

事業所等名

代 表 者 名

印

江別市家庭系廃棄物処理に伴う指定ごみ袋等取扱店の登録等に関する要綱第3条第1項の規定とは、以下のことをいいます。

- 第3条 取扱店の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1)江別市内に店員等が常駐する店舗等を有し、かつ、指定ごみ袋等について相当の交付数量が見込めること。
 - (2)個人にあっては、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
 - (3)法人にあっては、破産法(大正11年法律第71号)に基づく破産の申立てをしていないこと若しくは破産の宣告を受けていないこと又は会社更生法(平成14年法律第154号)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続開始の申立てをしていないこと若しくは手続開始の決定がされていないこと。
 - (4)市税の納付その他の市に対する債務の履行を怠っていないこと。
 - (5)江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有していないこと。
 - (6)その他法令に違反した行為がないこと。
 - (7)その他特に市長が必要と認める事項。